

職員定期異動実施要項

(概要)

第1条 本要項は社会福祉法人国立保育会（以下「法人」とする）に在籍する常勤職員の定期異動に関する事項を定めたものである。

(定義)

第2条 在籍する常勤職員とは、別表1に掲げる職員をいう。

2 定期異動とは、毎年1回、異動期日を基準に1年の間隔で実施する人事異動をいう。

(定期異動の目的)

第3条 定期異動は以下の目的でおこなう。

- ①法人全体の運営能力を向上させるため。
- ②各園における望ましい常勤職員の構成を確保するため。
- ③転園児童の保育の連続性を確保するため。

(定期異動の方針)

第4条 定期異動は以下の方針でおこなう。

- ①原則として、毎年4月1日を異動期日とする。
- ②常勤職員の人材育成、能力向上をはかるため、きめ細かく実施する。
- ③法人全体を視野に、広域的に実施する。

(定期異動の基準)

第5条 定期異動は以下の基準でおこなう。

- ① 次の異動期日の時点で、現任施設において引き続き6年以上勤務する者を異動の対象とする。ただし、調理員においては現任施設において4年以上勤務する者、小規模保育所職員においては、現任施設において3年以上勤務する者を異動の対象とし、短時間勤務職員においては、現任施設において3年以上勤務する者を地域内異動の対象とする。
- ② 次の異動期日の時点で、現任施設における勤務年数が6年未満の者、調理員においては4年未満の者、および小規模保育所職員においては3年未満の者であっても、第3条の目的を達することができると理事長が判断した職員は異動の対象とする。
- ③ 次の異動期日の時点で、次に掲げる事由のいずれかに該当する者は、原則として異動の対象としない。
 - ア. 妊娠中の者

- イ. 休職中の者
- ウ. 産前産後休暇及び育児休業中の者
- エ. 現任施設において引き続き6年以上勤務する者であっても、理事長が現任施設に引き続き勤務することが妥当と判断した者

(定期異動の手続)

第6条 定期異動は以下の手続でおこなう。

- ① 給料表 A、給料表 B、給料表 C、給料表 D の 1 級もしくは 2 級が適用される全ての常勤職員は 12 月末までに異動区分申告書を園長経由で法人に提出する。
- ② 理事長は提出された異動区分申告書をもとに定期異動策の検討をおこなう。
- ③ 理事長が定期異動策の検討をおこなうにあたっては、施設長会議構成者から第3条に基づく意見を聴取することができる。

(異動区分)

第7条 異動区分は以下のとおりとする。

異動区分	異動頻度と異動地域および昇給上限
イ	施設配属日から(※1)10年間は異動対象としない。定期昇給の昇給上限は1号給とする。
ロ	施設配属日から6年経過したら、地域内施設に限って異動対象とする。定期昇給の昇給上限は2号給とする。
ハ	施設配属日から6年経過したら異動対象とする。定期昇給の昇給上限は4号給とする。
ニ	施設配属の経過期間を問わず異動対象とする。定期昇給の昇給上限は4号給とする。異動の際には早期異動手当として異動後の基本給額の1月分を支給する。

※1 施設配属日からの年数には休暇休業休職期間を含む。

※2 地域内施設とは各々以下のとおりとする。

- ①多摩地域 : 国立保育園、北保育園、きたひだまり保育園、国立ひまわり保育園
西国分寺保育園、富士本保育園
- ② 練馬地域 : 光が丘保育園、南大泉保育園、氷川台第二保育園、下石神井第三保育園、石神井公園こぐま保育園
- ③杉並地域 : 宮前おおぞら保育園、上井草保育園、天沼保育園

2 異動区分の申告は、管理職を除く全ての常勤職員が、当年度の12月末までに変更の有無にかかわらず、園長を経由して、法人に提出することとする。

3 異動区分の申告は、翌年度4月1日から3月31日までの期間を有効とする。

(定期異動の決定)

第8条 理事長は、次の異動期日の1ヶ月前までに、次の異動期日に実施する定期異動策を決定し、当人に内示する。

(その他)

第9条 本要項に定めのないことについては、施設長会議並びに理事会で協議し、決定することとする。

付則 本要項は平成26年10月1日制定施行する。

本要項は平成29年1月1日改正施行する。

本要項は平成30年4月1日改正施行する。

本要項は平成31年1月1日改正施行する。

本要項は平成31年4月1日改正施行する。

本要項は令和2年4月1日改正施行する。

本要項は令和3年4月1日改正施行する。

本要項は令和3年9月30日改正施行する。

本要項は令和4年4月1日改正施行する。

本要項は令和6年12月3日改正し同日施行する。

別表1

第2条第1項関係

- ・就業規則が適用される職員
- ・契約職員就業規則が適用される職員
- ・嘱託職員就業規則が適用される職員